

開発許可申請・添付書類一覧

令和6年10月1日

法第34条第12号(県条例第6条第1項第3号) (市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物) 【1/2】

提出部数：各町村経由で3部(正本1部、副本2部)

No	添付書類等	備考	確認		
			申請者	町村	県
1	開発行為許可申請書	宛名は「埼玉県川越建築安全センター所長」としてください。			
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が申請等を行う場合 ①代理者の資格、住所、電話FAX番号 ②委任の範囲等を明記			
3	理由書	①土地選定の理由 ②業務内容等について記載			
4	開発区域位置図(都市計画図の写し)	①方位 ②縮尺 ③位置を朱書き			
5	〃 区域図(案内図)	①方位 ②縮尺 ③区域を朱囲み			
6	公図の写し	①方位 ②縮尺 ③区域を朱囲み ④申請地及びすべての隣接地の地番・地目を記入			
7	土地登記事項証明書(全部事項証明書)	申請日以前6か月以内に交付されたもの 当該開発行為に関係のある区域外の土地も含む			
8	公共施設管理者の同意書	法第32条に基づく同意書			
9	公共施設管理者との協議書	新たに公共施設を設置する場合に添付(区域外を含む)			
10	土地・建築物・工作物権利者の同意書	申請者本人が権利者の場合は不要 ①実印押印 ②抵当権等の所有権以外の権利者含む			
11	上記権利者の印鑑証明書	申請者本人が権利者の場合は不要 申請日以前3か月以内に交付されたもの マイナンバーの記載がないもの			
12	住民票	現在地に20年以上居住していることの証明。住民票で確認できないときは戸籍の附票 申請日以前3か月以内に交付されたもの マイナンバーの記載がないもの			
13	居住地から50m以内を示す地図	①方位 ②縮尺 ③居住地を明記 ④申請地を明記 ⑤居住地と申請地の間の距離を記入 ⑥1/2500以上の縮尺図面			
14	建築物平面図	延床面積を記載			
15	事業計画書	①業務内容 ②資金計画等を記載すること			
16	設計説明書				
17	農振農用地区域除外証明書	申請地の地目が田又は畑の場合に添付			

法第34条第12号(県条例第6条第1項第3号)
(市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物) 【2/2】

提出部数：各町村経由で3部（正本1部、副本2部）

No	添付書類等	備考	確認		
			申請者	町村	県
18	現況写真（全景2方向以上）	①道路を入れて撮影 ②区域を朱囲み ③カラー写真 ④写真番号記載 ⑤写真方向図（写真番号、撮影方向を記載。現況図に記載も可）			
19	現況図（BMを明示）	①道路及び現況地盤高（隣接地を含む） ②方位・縮尺等記入			
20	求積図（実測）	①面積（小数点以下第2位まで） ②全ての辺長 ③方位・縮尺等記入			
21	土地利用計画図 排水施設計画平面図 給水施設計画平面図	①道路の位置（有効幅員、道路番号、建築基準法第42条該当号） ②公園・緑地等の位置 ③給・排水施設の位置、種別・管径、水の流れ方向（雨水・汚水系統別に着色） ④放流先の名称 ⑤予定建築物の位置、用途、規模 ⑥擁壁の位置及び種類 ⑦切土・盛土がない時はその旨等を記入			
22	造成計画平面図	①申請地及び隣接地の現況・計画地盤高（BMを明示） ②切土・盛土をする土地の部分（盛土は茶、切土は黄で着色） ③擁壁（義務・任意）の位置、種類及び高さ ④法面の位置及び形状 ⑤予定建築物の位置 ⑥縦横断線の位置等を記入			
23	〃 断面図	①切土・盛土をする前後の地盤面（盛土は茶、切土は黄で着色） ②法面の位置及び勾配 ③擁壁（義務・任意）の位置・形状 ④予定建築物の位置 ⑤浸透施設の位置等を記入			
24	雨水処理計画計算書	①必要となる処理量 ②施設の処理能力を計算したもの			
25	雨水・汚水排水施設構造図	①施設の種類 ②寸法 ③使用材料等記入 ④浄化槽認定シート			
26	擁壁（裏込め、水抜き含む）の断面図	①種類 ②寸法 ③材料 ④配筋サイズ・ピッチ ⑤縮尺等記入			
27	構造計算書	義務擁壁の場合に添付 ①計算書 ②地耐力の根拠（ボーリングデータ等）			
		大臣認定擁壁を使用する場合に添付 ①認定書（認定条件がわかる資料を添付） ②地盤調査結果報告書（地耐力など認定条件の根拠）			
28	軟弱地盤対策工事施工計画書	軟弱地盤の場合に添付 地盤調査結果報告書を添付すること			
29	その他許可権者が必要と認める書類				

★ 申請書の様式は、県都市計画課のHPからダウンロードすることができます。
 （県庁HP⇒くらし・環境⇒まちづくり⇒開発許可⇒開発許可制度申請様式集）

★ 図面の縮尺などその他の記載要領については、埼玉県都市計画課発行「開発許可制度の解説」第2編第1章「開発許可申請書等の作成及び手続」を参照すること。

★ 全ての図面について区域を朱書きし、作成者は記名してください。